

岩手県告示第230号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定に基づき、令和2年4月1日から岩手県流域下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり指定した。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

出納取扱金融機関 株式会社岩手銀行